

平成二十一年七月九日提出
質問第六五八号

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の期限の延長に関する質問主意書

提出者 伴野 豊

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の期限の延長に関する質問主意書

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、環境大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、都道府県等が実施する特定支障除去等事業に関する特別の措置を講じ、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とし平成十五年に制定され、平成二十五年三月三十一日をもってその効力を失うものである。

しかしながら、当該措置法施行後、既に六年を経過した現在において、法制定時には予想されていなかった新たな大規模不適正処分事案が各地で発見され、また、現行法の有効期限までには除去等事業が終わる見込みの立っていない事案も存在し、法の残余期間である三年余をもつて、周辺住民の方々や全国の自治体関係者の不安が解消されるとは到底いえない状況にある。

従って、次の事項について質問する。

- 1 全国に残存する不法投棄事案の残存状況につき具体的にどの程度把握しているか。
- 2 現行法を更に十年延長すべきと考えるが、如何。

右質問する。